

2022（令和4）年度

事業計画書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

公益財団法人 諏訪郷友会

目 次

2022（令和4）年度 事業計画書

はじめに

環境認識 -----2

基本方針 -----3

I 学生寮長善館の運営（公益目的事業1） -----4

1. 館生40名体制の確保
2. 記念祭行事内容の見直し
3. コロナ感染防止など館生の健康管理
4. 施設・設備の保守管理
5. 管理・賄人の労務問題の解決

II 学生の研修交流会議の開催（公益目的事業2） -----5

1. 夏季大会・長善館同窓会の開催
2. 秋季大会・長善館131回記念祭の開催
3. 長善館オープンセミナーの開催

III 会報等の発行（公益目的事業3） -----5

1. ニュース2022夏号および冬号の発行

IV 長善館駐車場の運営（収益事業1） -----5

1. 利用率アップ
2. 駐車場周りの環境整備

V 太陽光発電の売電（収益事業2） -----6

1. 安定収益の確保
2. 発電施設のメンテナンス実施

VI 寄付金の増額（当法人の目的達成のための活動） -----6

1. 組織的な要請活動の強化

VII 法人管理 -----6

1. 公益財団法人の法的規定と定款の理解
2. 役員の仕事分担の見直しと確実な実施
3. 役員人事の見直し
4. 新事務局体制の構築

はじめに

【環境認識】

諏訪郷友会の公益目的主事業である学生寮「長善館」は、昨年7月に「新型コロナ館内クラスター」に見舞われたが、館生委員会主導の「自主隔離療養」の徹底で乗り切ることができました。今年度も緊急事態宣言やまん延防止重点処置などの社会的対策に対応した学生寮運営を続けることとなります。

一方、2010年に公益財団法人として認定を受けた「諏訪郷友会」は今年度13年目を迎えますが、新型コロナという外的要因とは別に、人的問題という内的な重要課題を複数抱えています。

具体的には、役員高齢化・体調問題により必要な若返りですが、新役員候補者が見つからない事、新理事長、新館長の候補者も不透明な事、管理・賄人が一人勤務となり職務の質の低下が顕著になっている事、事務局長辞任による新体制構築が現時点で未定のため事務処理業務の停滞が懸念されている事です。

これら人的問題を解決しないとスムーズな運営が出来ず、昨年3月に閉鎖した「信濃寮」の二の舞になる可能性すらある現状であると言わざるを得ません。

昨年度の運営状況は、コロナ禍の影響などにより活動が制限され、更に役員の高齢化・体調問題で十分な活動が出来なかった事もあり、事業計画の各計画に対し成果は不十分でした。

新年度は、ここで制定する事業計画を現役員および新役員が良く理解し、新理事長の強い指導力で、少しでも計画の達成率を上げ翌年度へ繋げる必要があります。

【基本方針】

コロナ禍が依然として継続しており、新年度も全体行事を順当に実施できるか誠に不透明ではありますが、事業計画は基本的に実施の前提で策定します。コロナ禍が継続され、会の運営に影響のある場合は、都度事業内容を見直して運営していきます。

新年度は次の内部的人員問題が根本的な重要課題としてあります。これらを考慮して事業計画を策定しました。

1. 新評議員、新役員（理事、監事）の選任
現役員の高齢化を重視した新役員体制が必要です。新役員には名誉職的な人選ではなく、自覚と責任を持って運営に当たれる新理事の選任が絶対必要です。
2. 新理事長、新館長の選任
体調問題を抱えながら理事長と館長を一人で兼務するという現在の異常体制を解除し、若返りを図った新理事長と新館長の選任も是非実現すべき重要課題です。
3. 管理・賄人の労務問題の解決
2年前から解決していないこの問題を今年度は絶対進展させる必要があります。新雇用契約、新規人員の雇用、現管理・賄人の退職勧奨と専門家との連携も必要で慎重に進める必要があります。
4. 新事務局体制の構築
事務局人事が変わる今年度は、運營業務が支障なくできる体制作りが必要です。定款で規定があるように事務局長に加えて新たに事務員の雇用も今年度必要です。

I 学生寮長善館の運営（公益目的事業1）

1. 館生 40 名体制の確保

- ① 本年度は、満室 41 名でのスタートが確認されている。
- ② 翌年度（令和 5 年度）は 10 名の募集を予定。今秋から主要高校・予備校に訪問・郵送など募集活動を展開し、ニュース 2022 夏号で同窓生・保護者に積極的な啓発・勧誘を依頼する。

2. 記念祭行事内容の見直し

諏訪御柱祭の当年であり、6 年ぶりに御柱曳航・建て御柱を実施する。

- ① 木遣り唄特訓は諏訪からの派遣・指導を受ける。
- ② 諏訪長持唄の特訓などは館生の自由参加とする。
- ③ 館生代表による「研究発表」を実施する。

3. コロナ感染防止など館生の健康管理

- ① 「長善館コロナウイルス感染対策マニュアル」の徹底を図る。
- ② コロナ発症・陽性者の発生時は、すみやかに館長に報告する。そして館生委員会主導により東京都、保健所および館長の指示を受け対応する。
- ② 免疫力強化に日頃から栄養価の高い食事供食、摂取に努める。

4. 施設・設備の保守管理

施設・設備の経年劣化により故障、修理が増えており、計画外の予期しない高額修理が発生してきている。

- ① 館長および保守管理責任者（担当役付理事）の館内点検機会を増やし不具合箇所の早期発見などに努める。
- ② 業者と連携し計画的な定期点検を確実に実施する。

5. 管理・賄人の労務問題の解決

約 2 年前からの重要課題となっているが、進展がないままとなっている。今年度は何としても解決への具体的行動を起こし状況の改善を図る。

- ① 夫婦二人の住込み前提となっている現在の管理・賄人の雇用形態がいいのか、新たな別の雇用形態があるのか根本的に検討し直す。
- ② 現管理・賄人は約 2 年前から一人勤務となっており、職務の質の低下が懸念されています。そのため、新たな人員採用活動を大至急開始する。
- ③ 現管理・賄人には「辞職勧奨」を慎重に進める。具体的には労働問題にならないように専門家である柳澤会計の社労士の指導を受け進める。

- ④ 社労士から提案を受けていた「適正な新雇用契約」、「労働基準監督署の断続的労働認定」も進め方を再度検討し直す。

Ⅱ 学生の研修交流会議の開催（公益目的事業2）

1. 夏季大会・長善館同窓会の開催

- ① 8月21日（日）諏訪市にて開催予定。

2. 秋季大会・長善館131回記念祭の開催

- ① 10月16日（日）長善館にて開催予定。

この2年間コロナ禍のため止む無く中止となっているが、本年は諏訪御柱祭の年であり、長善館御柱の準備に入りたい。

3. 長善館オープンセミナーの開催

- ① 6月に長善館にて開催予定。日程、内容は別途検討する

。

但し、コロナ禍継続の場合、上記1，2，3の開催中止もありえる。

Ⅲ 会報等の発行（公益目的事業3）

1. ニュース2022夏号および冬号の発行

- ① 昨年の紙面刷新を継続し、7月に夏号、12月に冬号発行予定。
- ② ニュース紙面づくりは、育英事業協力金の納金促進を図るため、同窓会員、館生保護者、館生の積極的な紙面参加を進める。
具体的には、同窓会の同期会開催・動向などの報告、保護者からの意見・要望欄の新設、館生長善館文集からの転載などを掲載する。

Ⅳ 長善館駐車場の運営（収益事業1）

1. 利用率アップ

- ① 昨年度は複数の解約があり空きが増えてきた。不動産会社と連携し新契約を増やし、利用率アップを目指す。

2. 駐車場周りの環境整備

- ① 敷地内の除草、ゴミ清掃、除雪など、調布市シルバーの活用と館生協力により環境整備をする。

V 太陽光発電の売電（収益事業2）

1. 安定収益の確保

① 売電収益（年間約 100 万円）の確保を維持する。

2. 発電施設のメンテナンス実施

① 設置以来のメンテナンス実施を検討し、今後の機能トラブルを避ける。

VI 寄付金の増額（当法人の目的達成のための活動）

1. 組織的な要請活動の強化

① 財政難のためにも、理事全員が要請活動に積極参加し、育英事業協力金の一層の納入促進を図る。目標額は 270 万円とし更なる増額を目指す。

② 法人会員のフォロー体制・方法を決め、法人会員の継続確認をし、確実な会費納入を実現する。

VII 法人管理

公益財団法人は社会的に責任ある運営を求められており、その活動は関係法律と定款により厳密に規定されています。しかし当会は、この把握、理解がまだ不十分のまま運営されてきています。

役員（監事、理事）は職務責任・義務があることを認識して確実に実施することが重要で基本となります。

以下そのための諸施策を本年度も実施していく。

1. 公益財団法人の法的規定と定款の理解

① 関係法律・定款と当会諸規定の理解を確実に進め、厳正な運用をする。

2. 役員職務分担の見直しと確実な実施

① 役員人事改選後、役付理事の職務分担を適正に見直す。役付理事はその職務を責任を持って執行する。

② 監事・平理事は、役付理事の職務遂行と郷友会の運営を監視、監督する。理事会の場だけでなく、会議の場を待たずに適宜問合せ、指導をし、ガバナンスの強化を図る。

3. 役員人事の見直し

- ① 役員人事は、本年度6月の評議員会で改選となるが、現役員の高齢化を重視し若返りを図る。但し、名だけの名誉職ではなく、公益財団法人役員としての自覚と責任感のある人選をする。
- ② 理事長と館長が体調問題を抱えながらも一人で兼務するという異常体制を見直し、新理事長と新館長を理事会にて選任する。
- ③ 新理事の選任にあたり適正人数を再検討する。
定款では、理事6名以上10名以内、内常務理事5名以内となっている。
(常務理事の他に、理事長1名、副理事長1名の選任が必要です)

4. 新事務局体制の構築

- ① 1年以上前から理事長主導のもと事務局長後任を探していましたが、今年度スタート時点ではまだ見つかっていません。今年度は早期の後任者採用が当会の最大重要課題の一つであり、事務局業務停滞という最悪の状況を避ける必要があります。
- ② 定款にある事務局員の追加採用は今までしてきませんでした。事務局業務のバックアップ体制構築のためにも今年度はできるだけ早く新規追加採用の実現を進めます。

以上